

北海道知事
高橋はるみ 様

2004年7月26日

日本バイオ産業人会議(JABEX)
世話人代表 歌田勝弘

「食の安全・安心条例(仮称)案の骨子」への意見書

バイオテクノロジー(BT)は、わが国にとって21世紀を担う重要な技術であり、BTの国家総合戦略である「BT戦略大綱」が1年半前に策定され、現在、その実現に向け国をあげて努力しているところであります。BT戦略では、遺伝子組換え技術に代表されるBTは「低コスト、高品質・高機能で美味しい食糧の生産を実現し、国民の健康向上に貢献する技術」として、また、「環境問題を解決する技術」として、大いに期待されております。

また、農業と食品産業は、国民にとって極めて重要な基幹産業であり、これらの発展は貴道のみならず日本の将来全体にとって重要な意味をもっています。このような重要産業を健全に発展させるためには、自治体、国、消費者、学界、農業生産者、産業界がお互いに十分理解・協力しながら、BTを用いた新しい農業・食品技術の開発と実用化に向けて努力することが不可欠であります。こうした認識を踏まえ、今回、貴道が作成された「食の安全・安心条例(仮称)案の骨子」について以下の通り意見をまとめましたので、ご検討下さいますようお願い致します。

1. 貴道のこの度の条例案骨子の「具体的な施策」には、【遺伝子組換え作物の栽培の規制】が挙げられています。遺伝子組換え作物の栽培に関しては、現在、貴道では3月に策定した「遺伝子組換え作物の栽培に関するガイドライン」に基づき規制が行われています。しかし、本ガイドラインは、政府が食品としての安全性、生物多様性への影響のいずれにおいても問題ないとして栽培を承認した遺伝子組換え作物に対して、消費者や生産者の不安から生じる「風評被害」と「北海道ブランド」向上を理由に、一般ほ場における栽培禁止を求めています。これにより事実上、実用化、商業化への道は閉ざされることとなります。その結果、地域に適した植物バイオ研究、農業技術・研究開発全体が国際的にも大きく遅れをとることになり、将来の日本の農業・食品産業の発展、国民の健康向上に資する高付加価値製品の開発、環境問題への対応の大きな足枷となることを強く危惧します。

本ガイドライン策定に当たっては、当JABEXを含め多くの関連学会、団体から規制反対の意見が寄せられたとの認識であります。今後策定される条例においては、これらの意見を十分検討され、国として安全性等を承認された遺伝子組換え作物であれば、試験栽培、実用(商業用)栽培を問わず全て一般ほ場で栽培できるようお願い致します。

2. 一般ほ場で商業栽培される遺伝子組換え作物は、貴道の指針原案でも認識されているように、政府により環境面からは生物多様性影響の防止は確保されており、かつ食品安全性の確認もされたものに限定されております。遺伝子組換え作物は、1996年以降、既に世界18カ国で大規模な商業栽培が行われており、栽培面積は2003年には日本国土の約1.8倍の6,770万haに達しておりますが、人の健康や環境に悪影響を及ぼした報告はなされておられません。

3. 「不安」、「風評」の解決法として、栽培自粛など個人の権利を制限する規制を行うことは不適切であると考えます。安全性などに問題がないものを規制することは、逆に「不安」、「風評」を生み出すことになり、遺伝子組換え作物に対する正しい理解を妨げるものと考えます。

また、「ブランド」向上のために、遺伝子組換え植物を排除対象にあげること自体、遺伝子組換え作物に対する「不安」、「風評」を生み出すことになると危惧します。交雑・混入の問題に関しては、表示や検査証明などで対応すべきだと考えます。安全性、生物多様性について未確認の場合にのみ、隔離距離など農林水産省の指針による対処をすることで十分と考えます。

4. 「不安」、「風評」の問題を解決するには、積極的な情報公開、教育、リスクコミュニケーション等により、消費者、農業栽培者を含む関係者が、科学的事実に基づいて正しい理解を深められるよう努力をすることが必要であり、これこそが行政として取るべき方法であると考えます。

貴道は、安全・安心確保のために条例案骨子で、「知識と理解の深化」、「人材の育成」、「試験研究体制の整備」、「食のリスクコミュニケーション」を行うとしています。このような国民理解促進活動を、行政が積極的に行うことが重要であると考えます。遺伝子組換え作物ならびにバイオテクノロジーに対して、行政として国民理解促進のさらなる積極的な取り組みをされるよう期待します。

貴道の条例案骨子の「条例の基本的事項」に挙げられているように、遺伝子組換え技術を始めとしたバイオテクノロジーの推進についても「国等との連携協力」した取組みを期待致します。条例策定は影響が大きく、全国に及ぶものであります。将来におけるわが国及び地域における経済発展、環境改善、健康福祉の向上などを十分考慮され、人の健康上安全であり、生物多様性等環境上問題のない作物については、その実用化栽培の道が開かれるように、慎重な対応をお願い致します。

以上